

令和3年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和3年7月20日

筑西広域市町村圏事務組合

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月20日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	3
職務のため出席した者	3
臨時議長の紹介	4
開 会	4
開 議	4
新議員の紹介	4
仮議席の指定	5
選挙第1号 議長の選挙	5
議長就任の挨拶	5
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告	6
議会運営委員長の報告	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
選挙第2号 副議長の選挙	9
副議長就任の挨拶	9
管理者の招集挨拶	10
報告第1号 処分事件報告について	11
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	12
監査委員就任の挨拶	13
議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決	13
議案第7号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第8号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	22
議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)	24

閉会中の継続審査の申し出について	24
閉 会	25

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和3年7月20日（火）午前10時開会
筑西市議会議事堂

日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙について

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程（その2）

令和3年7月20日（火）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第 4 報告第5号 処分事件報告について
- 日程第 5 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第5号 財産の取得について
議案第6号 財産の取得について
(2案一括上程)
- 日程第 7 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第9号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）
- 日程第11 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	大山和則君	2番	仁平実君
3番	石嶋巖君	4番	小倉ひと美君
5番	保坂直樹君	6番	稲川新二君
7番	大里克友君	8番	佐藤仁君
9番	風野和視君	10番	潮田新正君
11番	林悦子君	12番	増渕慎治君
13番	仁平正巳君	14番	尾木恵子君
15番	堀江健一君	16番	箱守茂樹君
17番	赤城正徳君	18番	安藤泰正君
19番	立川博敏君	20番	大木作次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤茂君	副管理者	小林栄君
副管理者	大塚秀喜君	常任幹事	鶴見俊之君
常任幹事	山口信幸君	常任幹事	田口瑞男君
会計管理者	菊池勇君	事務局長	築田貴司君
事務局参事兼 総務課長	須藤正明君	事務局 企画財政課長	広瀬浩孝君
筑西遊湯館長	岡崎瑞穂君	参事兼 県西総合公園 管理事務所長	中山道康君
環境センター 所長	杉山修君	環境センター 基幹改良等 推進室長	田上研君
きぬ聖苑場長	豊口勝昭君	消防本部長	内田昭彦君
消防本部長	市村正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	飯山正幸君

職務のため出席した者

事務局総務課 総務グループ 係長	田口俊幸君	事務局総務課 総務グループ 係長	蓮沼香織君
事務局総務課 総務グループ 主任	石井清江君		

◎臨時議長の紹介

○事務局長（築田貴司君） 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局長の築田と申します。よろしくお願いいたします。

今般、結城市及び筑西市議会議員の改選に伴いまして、組合議会の正副議長が不在となっております。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。ご出席の議員の中で赤城正徳議員が年長の議員でありますので、ここでご紹介申し上げます。

赤城正徳議員、議長席にお着き下さい。

〔臨時議長 赤城正徳君議長席に着席〕

○臨時議長（赤城正徳君） ただいまご紹介いただきました、私は筑西市議会選出の赤城正徳です。よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（赤城正徳君） それでは、これより令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○臨時議長（赤城正徳君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○臨時議長（赤城正徳君） 今般、結城市及び筑西市議会議員の改選がありましたので、この際、全議員の紹介をいたさせます。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

田口総務課係長。

○総務課総務グループ係長（田口俊幸君） ご紹介いたします。

結城市、大里克友議員、同じく佐藤 仁議員、同じく安藤泰正議員、同じく立川博敏議員、同じく大木作次議員。

筑西市、石嶋 巖議員、同じく小倉ひと美議員、同じく保坂直樹議員、同じく稲川新二議員、同じ

く増淵慎治議員、同じく仁平正巳議員、同じく尾木恵子議員、同じく堀江健一議員、同じく箱守茂樹議員、同じく赤城正徳議員。

桜川市、大山和則議員、同じく仁平 実議員、同じく風野和視議員、同じく潮田新正議員、同じく林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（赤城正徳君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（赤城正徳君） これより、議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に増淵慎治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました増淵慎治君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、増淵慎治君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました増淵慎治君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（赤城正徳君） 増渕慎治君のご挨拶をお願いいたします。

〔新議長 増渕慎治君登壇〕

○新議長（増渕慎治君） おはようございます。筑西市の市議会議員の増渕慎治と申します。一言ご挨拶を述べさせていただきます。

ただいま議長選挙におきましては、皆様のご推挙をいただきまして、議長ということで就任をさせていただきました。心から厚く御礼申し上げたいと思います。改めて責任の重大さと、そして身も心も引き締まる思いでございますが、もとより微力な私でありますので、筑西広域市町村圏事務組合の発展のために、皆様の協力をいただきまして、議会の円滑な運営を誠心誠意進めてまいります。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○臨時議長（赤城正徳君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

増渕慎治君、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（増渕慎治君） 議長席を交代いたしました。

それでは、書類整理のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（増渕慎治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

18番、安藤泰正君が出席いたしました。

◎諸般の報告

○議長（増渕慎治君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（増渕慎治君） 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、既に管理者より配付されたとおりであります。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第79号
令和3年7月20日

組合議会議長 増渕慎治 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和3年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別記 管理者提出議案等目録

(令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

報告第5号 処分事件報告について

議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第5号 財産の取得について

議案第6号 財産の取得について

議案第7号 工事請負契約の締結について

議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第9号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)

◎議会運営委員長の報告

○議長(増淵慎治君) 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月15日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、堀江健一君。

[議会運営委員長 堀江健一君登壇]

○議会運営委員長(堀江健一君) 改めまして、おはようございます。報告に先立ちまして、去る7月15日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、委員長を仰せつかりました筑西市の堀江健一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

また、今般、結城市及び筑西市選出の組合議員任期満了に伴いまして、新たに結城市から佐藤 仁議員、安藤泰正議員が、筑西市から小倉ひと美議員、仁平正巳議員、尾木恵子議員が議会運営委員に選任されておりますので、ここにご報告申し上げます。

それでは、令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第1は、選挙第1号 議長の選挙についてであります。これは既に先ほど終了しております。

次に、議事日程(その2)における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定をいたしております。

日程第3は、選挙第2号 副議長の選挙についてであります。

次に、日程第4は、報告第5号 処分事件報告についてであります。

日程第5は、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第6は、議案第5号 財産の取得について及び議案第6号 財産の取得についての2案を一括上程するものであります。

日程第7は、議案第7号 工事請負契約の締結についてであります。

日程第8は、議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

日程第9は、議案第9号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）であります。

日程第10は、議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）であります。

日程第11は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

次に、今臨時会における議案質疑の回数及び時間につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁を含め3回まで30分以内とすることとなりました。

また、服装についてであります。マスク着用及びクールビズ対応とすることに決定をいたしております。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。報告にかえさせていただきます。終わります。

○議長（増淵慎治君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（増淵慎治君） これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今回、組合議員になられました方々の議席につきましては、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読させます。

田口総務課係長。

○総務課総務グループ係長（田口俊幸君） 議席を朗読いたします。

3番議席に石嶋 巖議員、4番議席に小倉ひと美議員、5番議席に保坂直樹議員、6番議席に稲川新二議員、7番議席に大里克友議員、8番議席に佐藤 仁議員、12番議席に増淵慎治議員、13番議席に仁平正巳議員、14番議席に尾木恵子議員、15番議席に堀江健一議員、16番議席に箱守茂樹議員、17番議席に赤城正徳議員、18番議席に安藤泰正議員、19番議席に立川博敏議員、20番議席に大木作次議員。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増淵慎治君） 次に、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、5番、保坂直樹君、14番、尾木恵子君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に大木作次君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大木作次君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認めます。よって、大木作次君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大木作次君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（増淵慎治君） 大木作次君のご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 大木作次君登壇〕

○新副議長（大木作次君） 結城市の大木作次でございます。お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは皆様のご推挙を賜り、副議長という職を拝命いたしました。そしてまた、大変光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと痛感している次第でございます。増淵議長の補佐役として、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存であります。簡単であります。就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

◎管理者の招集挨拶

○議長（増淵慎治君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、このたびの正副議長選挙におきまして、めでたくご就任されました増淵議長、大木副議長には心からお祝いを申し上げます。

また、今回新たに組合議員となられました結城市と筑西市の議員の皆様方には、筑西広域圏民のためにご尽力賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、私ごとではございますが、先般の筑西市長選挙におきまして、筑西市民の信任を得て、3期目となる筑西市長に就任いたしましたところでございます。また、去る4月26日開催の正副管理者会議におきましてご推挙をいただき、組合管理者に就任いたしましたことを併せてご報告申し上げます。

管理者として、5期目を迎えるにあたり、その重責に身の引き締まる思いでございます。引き続き、関係各位のご指導、ご協力を賜りながら、広域行政の円滑化、効率化を図ってまいり所存でございますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

最後に、今臨時会への提出案件でございますが、報告案件1件、人事案件1件、財産の取得2件、契約案件1件、条例改正1件、補正予算1件、議案外報告1件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当者が説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。

◎報告第1号 処分事件報告について

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第4、報告第5号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 処分事件報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。令和3年5月7日処分となっております。

2ページは専決処分書の写し、3ページ、4ページが改正条例、5ページ以降が新旧対照表となっております。

今回の改正の概要ですが、現在進めております桜川消防署庁舎建設工事設計業務の業者選定につきまして、公募型プロポーザル方式を採用したことによる選定委員に係る報酬等の追加を行うものです。

委員の選定に当たりましては、男女共同参画社会形成の観点から、消防関係者以外に、桜川市から行政経験を持つ女性を選出していただきました。また、今年度中に設計を完了するためには、プロポーザル選定方式に基づく1次審査、2次審査を経まして、7月末までに業者を選定する必要がございましたので、当該条例改正にあたりましては、議会を招集する時間的余裕がないと明らかであることが認められたため、専決処分させていただきましたものです。

4ページ及び5ページの新旧対照表を併せて御覧ください。改正の内容は、第1条に列記する特別職の職員等に、第11号として前各号に掲げる者以外の特別職の職員等を加え、それに関連して報酬額を定める別表第3及び費用弁償の額を定める別表第4にそれぞれ1項を加えております。

4ページ下の附則につきましては、訂正がございますので、恐縮ですが、本日配付しました正誤表と併せて御覧ください。

当初、改正条例の公布日が今回のプロポーザル選定委員会要綱の施行日である5月11日以後になる可能性があったため、遡及適用を想定した表現になっておりますが、実際には5月7日付で専決処分し、同日公布の形が取れましたので、この部分を公布の日から施行するという形に訂正させていただきますと存じます。

なお、報酬額につきましては、今回は監査委員等と同じ、日額5,000円を報酬額とすることで管理者の決裁をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

ここで質疑をいただきますが、なお質疑につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、3回まで、答弁を含めて30分以内といたしたいと思っております。

それでは、質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第5号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第5、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、19番、立川博敏君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席を願います。

〔19番 立川博敏君退場〕

○議長（増淵慎治君） それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合同規約第15条第2項の規定により、下記議員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 結城市大字結城9858番地25。

氏 名 立 川 博 敏。

生年月日 昭和48年5月3日生まれでございます。

今回は、結城市選出の組合議会議員が任期満了に伴い、新たに選出されたことによるものでございます。

参考といたしまして、裏面には略歴を載せておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。
質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

19番、立川博敏君の除斥を解きます。

〔19番 立川博敏君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（増淵慎治君） ただいま監査委員に選任されました立川博敏君のご挨拶をお願いいたします。

〔19番 立川博敏君登壇〕

○19番（立川博敏君） ただいまは皆様のご同意をいただきまして、筑西広域市町村圏事務組合監査委員に就任をいたしました結城市の立川でございます。

予算執行から最終過程にあたる監査、そして決算、その最終過程の中で重責を拝命することになりました。筑西広域市町村圏事務組合の発展と、そして市民の皆さんからいただいた税金をしっかりと監査する、その立場をしっかりと果たしてまいりますので、皆さんのご指導、ご鞭撻、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第6、議案第5号 財産の取得について及び議案第6号 財産の取得について、2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防本部消防長の内田でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第5号 財産の取得についてご説明申し上げます。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1、購入物品及び数量、災害対応特殊救急自動車1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格3,972万1,399円。

4、契約の相手方、茨城県水戸市泉町2丁目3番24号、茨城トヨタ自動車株式会社、代表取締役幡谷史朗でございます。

購入物品の災害対応特殊救急自動車は、現在、筑西消防署協和分署に配備されております車両の更新でございます。協和分署の救急車は、平成24年5月に配備され、現在まで9年間運用し、この間6,500件以上の救急出場をしており、走行距離は約19万キロでございます。

救急車につきましては、消防本部で策定しております車両更新計画に基づき、走行距離や救急出場件数、経年による劣化などの状況を勘案して更新しているところであり、今年度は筑西消防署協和分署高規格救急車の更新をお願いするものでございます。

この車両は、国の緊急消防援助隊設備整備費補助を受けることが決定しており、令和4年度から現在登録されております筑西消防署川島分署救急車に代えて、緊急消防援助隊として更新登録される予定でございます。大規模災害発生時には、消防庁長官からの要請を受け、速やかに被災地へ災害派遣となる車両でございます。

緊急消防援助隊設備整備費補助は、車体や必要な艤装などについておよそ50%の補助であり、今回の補助金は1,420万8,000円の交付が決定しております。

本件の売買契約につきましては、令和3年5月28日に一般競争入札を実施し、仮契約を締結しております。

参考資料といたしまして、1ページに災害対応特殊救急自動車の調達概要を、2ページ以降に仕様書概要をお示ししましたので、ご参照していただきたいと存じます。

続きまして、議案第6号、同じく財産の取得について説明させていただきます。

内容でございますが、1、購入物品及び数量、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格8,469万9,018円。

4、契約の相手方、東京都港区芝5丁目36番地7号、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司でございます。

購入物品の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車は、現在、結城消防署に配備されております化学車の更新により購入するものでございます。化学車とは、危険物などの水だけでは消火が困難な火災に対し、薬剤と水を混合した泡を放出して消火することを目的とした特殊車両であり、そのための消火

薬剤原液タンクと泡消火薬剤混合装置を備えた車両でございます。

結城消防署の化学車は、平成11年11月に配備され、以来22年間使用してきた車両でありまして、走行距離は2万6,000キロでございます。管内に952施設ある危険物取扱い事業所などの火災発生時において、迅速確実な消火活動を行うために、消防本部で策定しております車両更新計画に基づき、更新をお願いするものでございます。

この車両は、救急車と同様に、国の緊急消防援助隊設備整備費補助を受けることが決定しており、令和4年度から現在登録されております結城消防署のポンプ車に代えて、緊急消防援助隊として更新登録される予定でございます。今回の補助金は2,087万2,000円の交付が決定しております。

本件の売買契約につきましては、令和3年5月28日に一般競争入札を実施し、仮契約を締結しております。

参考資料としまして、1ページに災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の調達概要、2ページ以降に仕様書概要をお示ししましたので、ご参照していただきたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議ほどよろしく申し上げます。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

3番、石嶋 巖君。

〔3番 石嶋 巖君登壇〕

○3番（石嶋 巖君） 3番、石嶋 巖。議案第5号 財産の取得について質疑いたします。

新しく災害対応特殊救急自動車の調達なのですが、1つは、まずこの協和分署の高規格救急自動車の更新という説明がありました。この高規格救急自動車と災害対応特殊救急自動車の違いについて伺います。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君の1回目の質疑に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 石嶋議員の質問にご答弁申し上げます。

救急車の高規格とは何かというご質問でございますけれども、高規格救急車というものは、救急救命士法が制定されまして、高度な処置が行えることになりました。それに対応するための設備を備えたものが高規格救急車というものでございます。

それと、災害対応救急自動車と申すものは、国の緊急消防援助隊の補助を受けた車両、これが災害対応救急車ということになりまして、先ほど説明いたしました、消防庁長官からの出動要請があった場合に、出動する車両ということでございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 分かりました。先ほどの説明で、高規格救急自動車が19万キロ乗って、何件

と言いましたでしょうか、その出動した回数ですね。それと、その災害対応特殊救急自動車は、消防庁長官の指令がないと動かせないということによろしいのですか。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 協和分署の救急車につきましては、およそ6,500件の救急出場をしております。

災害対応救急車につきましては、通常の救急出場をしておりますけれども、大規模災害が発生したときには、消防庁長官からの要請があれば、優先で出動する車両という意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） そうしますと、市長の要請とかそういう要請では出動できないといいますか、消防庁長官の要請のみで出動するのでしょうか。やはり市民の命を守る救急自動車でありますから、その辺のところ、現場に一番近いところの判断がやっぱり優先されるのではないかというふうに思うのです。そういう意味で、先ほどの答弁でありましたけれども、消防庁長官の要請ということが強く印象に残っていますので、ですから現場の判断がどのぐらい効くのか、最後の質疑になりますが、伺います。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

筑西消防署の協和分署に配備される救急車でありますので、当然第一出場、協和管内もしくは筑西広域管内の災害には必要があれば、また要請があれば必ず出場はいたします。関東もしくは全国規模にもなりますけれども、例えば東日本大震災であったり阪神・淡路大震災であったり、それで全国規模の要請、あるいは関東規模の応援要請、それは消防庁長官の命で出されるものでありますので、そのときには筑西管内では、災害対応の救急車もしくはポンプ車で優先で出場するという意味合いでございますが、よろしいでしょうか。

○3番（石嶋 巖君） 分かりました。

以上で質疑を終わります。

○議長（増淵慎治君） ほかにございませんか。

7番、大里克友君。

〔7番 大里克友君登壇〕

○7番（大里克友君） 7番、大里克友です。議案第5号、第6号の中で、先ほどの説明の中でちょっと分からない点があったので、説明をお願いしたいのですが、先ほどの説明だと50%の補助をもらえるという話でありましたが、議案第5号のほうの1,420万円の交付金ということでありました。そこから辺、議案第6号も同じでありますので、ちょっと説明のほうをお願いします。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君の1回目の質疑に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 大里議員のご質問に答弁させていただきます。

緊急消防援助隊の補助金でございますけれども、これは購入額の50%という意味ではございません。国で行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額というものがあらかじめ決められております。例えばでございますけれども、特殊消防ポンプ自動車の基準額は2,403万7,000円、化学車の基準額について3,700万8,000円という基準額というのが決められておまして、その50%、そこに必要と認められる艀装もしくはつけなかった艀装を勘案しまして、プラス・マイナスが生じて値段が50%にはならないというところでございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君。

○7番（大里克友君） 答弁のほうをいただきまして、ではこれは満額出るという認識でよろしいのですか。

あともう一点あるのですけれども、先ほどの緊急援助隊という話も出たのですが、これ川島と協和のほうでもし可決されて購入した場合に、出ていってしまった場合に、予備車とかそういったものはちゃんと確保されているのでしょうか。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） ご答弁いたします。

1つ目の緊急援助補助金の件でございますけれども、ほぼ満額支給していただいていると認識しております。

それと、出場した場合の対応でございますけれども、当然、筑西広域は現在救急車は10台で運用しております。それで、災害対応で1台が出向した場合でありましても、現在は救急は直近方式というものを使っておまして、市町村をまたいであっても発生場所から一番近い救急車が出動するという体制になっておりますので、その辺は問題ないと認識しております。

それと、当然ですが、修理等の対応するためにも、本部には予備の救急車が1台配備してございます。

以上でございます。

○7番（大里克友君） ありがとうございます。

○議長（増淵慎治君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第5号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第7、議案第7号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について。

環境センターごみ処理施設における工事請負契約について、下記により契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、ごみ処理施設基幹的設備改良工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額79億4,200万円。

4、契約の相手方、東京都中央区京橋2丁目1番3号、クボタ環境サービス株式会社、代表取締役三谷博徳でございます。

本件は、令和3年5月21日に仮契約をした環境センターごみ処理施設の基幹的設備改良工事についてお諮りするものです。

参考資料の1ページを御覧ください。事業の名称は、環境センターごみ処理施設基幹的設備改良工事でございます。

工期は、契約の翌日から令和8年2月28日、本年度から令和7年度までの5か年事業として計画しております。

3、事業の目的につきましては、資料に少々補足をさせていただきます。環境センターのごみ処理施設は、平成15年3月に竣工して以来、今年で19年目に入ったところです。毎年、計画的に点検整備を行いながら運転してまいりましたが、特にごみを焼却する際に発生する熱を回収するボイラーにつ

きましては、10年目を過ぎる頃から突発的な故障が増加する傾向が見られ、維持費の増加につながっておりました。そこで、平成30年度に一般廃棄物処理基本計画、令和元年度にごみ処理施設長寿命化計画を策定し、その中で今後施設の寿命を延ばすためには、部分的な予防保全だけでなく、主要な設備を更新するなどの大規模な改修工事が必要だと判断し、関係市のご理解をいただきながら、この基幹的設備改修工事の準備を進めてまいりました。これによりまして、工事完了後、約15年の延命化を想定しております。また、この工事によって全体的な省エネルギー化、高効率化が図られ、稼働に伴う二酸化炭素排出量が削減されることにより、循環型社会、低炭素社会の形成に寄与するものとなっております。

4、事業の特徴、ここでは事業の財源について説明させていただきます。本事業は、財源の一部に環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用いたします。これは、廃棄物処理施設において、効率的な余熱利用と大幅な省エネ設備を導入することにより、そこを中心とした自立分散型の地域エネルギーセンターの整備事業に要する経費の一部を補助するもので、稼働に伴う二酸化炭素排出を5%以上削減することが交付条件となっております。

具体的には、ボイラーの熱回収能力を増強することにより、蒸気タービンの発電量を増やし、また設備の更新にあたっては、高効率モーター等の採用により、省エネルギー化を図ることで、稼働に伴う二酸化炭素の排出量を7.8%削減することを見込んでおります。

財源内訳といたしましては、下の表にまとめております。工事費の約92%、事務費の約55%が国庫補助金の交付対象となり、全体的には36億9,514万6,000円が交付される予定となっております。これに加えて37億8,830万円を起債でカバーし、一般財源は5年間で5億2,505万4,000円となる予定です。

2ページに移りまして、5、工事内訳でございますが、各基幹的設備について、更新及び部分更新を行います。最後のページに模式図で工事の概要が示されておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

3番、石嶋 巖君。

〔3番 石嶋 巖君登壇〕

○3番（石嶋 巖君） 3番、石嶋 巖。議案第7号について質疑を行います。

まず、1つ目なのですが、この契約方法、随意契約とありますが、一般競争入札にできなかった理由をお聞きいたします。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君の1回目の質疑に答弁願います。

築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 石嶋議員のご質問に答弁させていただきます。

一般競争入札にならなかった理由ということですが、この環境センターは、大規模なごみ処理プラ

ントでありまして、非常に細かい部分、一般的な空調設備でありますとか、一般的な電気設備であれば一般の業者でも取り扱うことができるのですが、今回の基幹的改修事業工事というのは、プラント全体をバランスを取りながら工事を行う必要がございます。基本的に、プラントメーカーでなければ行えない工事でありますのが一つの理由、ただ事前に大手のプラントメーカー数社に対しまして、こういう環境センターに対してどのような基幹的改良事業が行えるか、その見積りを徴取しましたところ、ほかの業者からは、このクボタ環境サービス以外の業者からは不可能ですという回答をいただいております。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 今、ご答弁ありましたが、確かに金額が金額で、プラント全体、大きなプラントになると思います。そういう意味で、やむを得ないのかなというような受け止めましたけれども、金額も張りますけれども、それと同時に大きな工事になります。そういう意味でやっぱり一般契約を追求するというそういうことが必要かというふうに思います。まして長寿命化ということで、今後15年稼働するというご答弁ありましたが、また15年先にはこうした工事が発生することが予想されるわけです。そういう意味で、やはり一般競争入札で入札の透明性を図っていくということが市民にとっても理解しやすく、受け入れてもらえるのかなというふうに考えます。

それと、2つ目の質問に入ります。これは、二酸化炭素排出を抑制するということで、確かに今脱酸素ということで求められていることと思いますが、これ何度ぐらいで燃焼させるのか、それと280度以上で燃焼させると、二酸化炭素も当然ですが、ダイオキシンの発生が問題になっております。そのダイオキシンの対策等はどうなっているのか伺います。

○議長（増淵慎治君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 今、ダイオキシンの対策ということでご質問があったかと思うのですが、この環境センターが設置されましたそもそもの目的というのが、その当時ダイオキシンの問題がございまして、非常に有毒、毒性の強い物質として世間の注目を集めておりました。国のほうでこのダイオキシンを一切出さないごみ処理プラントという基準がございましたので、その内容で国の交付金等を利用して建設された施設でございます。基本的には、高温で燃焼させてダイオキシンの発生を防ぐ、それから燃焼温度が低くなった、飛灰といいますけれども、ごみが燃えて、その燃焼ガスが冷やされて、その中に入っている灰につきましては、バグフィルターという収集機で全て集めまして、それを灰固化物として安全な形にして最終処分をするというような形になっております。

いずれにしても、ゼロエミッションといいまして、環境センターの外部に有毒物質をほとんど出さないというような設計にはなっております。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） やはり確かにこのごみ問題は、処理すればいいという問題ではなくて、発生源から削減していくという、まして今コロナ禍で本当に自粛生活で市民の皆さんは大変な我慢の生活、コロナに感染しないかどうか、市民の皆さんとお話すると、ワクチン打ったのかどうか、そういう話が専らであります。そういう意味で、こういうごみ処理施設を充実させていくことも求められていると思いますが、それ以上にごみの削減、これに力を入れていくことが必要ではないかということをお願い添えて、質疑を終了いたします。

○議長（増淵慎治君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第8、議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

今回の改正は、令和3年2月3日に本条例で引用しております新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止され、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、用語定義の整理が必要になったことから、筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

2ページをお開き願います。内容でございますが、附則第3項前段中「新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、

人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、公布の日とするものでございます。

3ページに新旧対照表をお示ししましたので、ご参照いただきたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第9、議案第9号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億387万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,973万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

本補正予算の概要でございますが、柱が2点ございます。まず1点目は、環境センターの工事請負費の増額補正、2点目は、消防車両の購入額確定に伴う精算補正です。

まず、環境センターにつきましては、昨年度、ごみ処理施設でボイラーの水管が破裂し、緊急修繕工事と、それに伴うごみの外部搬出が必要となったため、急遽関係市の了解をいただいて予算を流用し、対処させていただきました。その影響で、今年度も既に予算未計上の修繕工事が発生しており、今後、昨年度のような事態を防ぐためにも工事請負費の増額をお願いするものです。

次に、消防本部消防車両購入事業につきましては、国庫補助金の追加と車両購入額の確定に伴う消防債の減額及び備品購入費の減額です。なお、これに伴う一般財源の減額分は、予備費の増額で対応いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により説明いたしますので、恐縮ですが、12ページ、13ページをお開きください。お願いいたします。

2、歳入です。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金では3,508万円の増額です。消防本部の消防車両購入事業に対し、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付が決定したことによるものです。

款6項1目1繰越金につきましては、環境センターにおける突発的な故障に対処するため、令和2年度の決算における歳入歳出差引額から、当初予算には計上していない余剰財源を充て、1億329万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款8項1組合債、目3消防債では3,450万円の減額ですが、これにつきましてはお手数ですが、6ページ、7ページに戻っていただくようお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、変更です。消防債は、筑西消防署協和分署に配備される災害対応特殊救急自動車と結城消防署に配備される災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に係る購入金額の確定及び国庫補助金の交付決定により、当初の限度額1億2,530万円から3,450万円を減額し9,080万円にいたします。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、お手数ですが、14ページ、15ページをお願いいたします。最後の見開きです。款の4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費においては1億329万3,000円の増額をお願いするものです。先ほど歳入の繰越金でご説明いたしました増額分を財源として、工事請負費の増額をお願いするものでございます。

款5項1消防費、目1消防総務費につきましては330万3,000円を減額し、補正後の額を28億75万1,000円とするものです。この内訳は、災害対応特殊救急自動車で147万9,000円の減額、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車で182万4,000円の減額、合計330万3,000円の減額となります。

款8項1目1予備費につきましては、消防車両購入事業費の確定に伴う一般財源の減額分388万

3,000円を増額し、増減をならしております。

以上、総合いたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億387万3,000円の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第10、議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）について説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、議案外報告について説明させていただきます。

議案外報告、令和2年度筑西広域市町村圏事務組合繰越明許費繰越計算書です。

裏面、2ページをお願いいたします。款4の衛生費、項2清掃費、事業名、し尿処理施設各槽整備事業、金額3億7,203万1,000円、翌年度繰越額3億7,203万1,000円です。これは、令和3年第1回組合議会定例会で議決をいただいた補正予算に係る繰越明許費です。昨年度、環境センターのし尿処理施設において、地下埋設型の予備貯留槽設置工事を進めておりましたところ、予想を上回る地下水の湧出により、設計変更が必要となったため、工期が今年7月31日に延長されたことによるものです。

以上で説明を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第11、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（増淵慎治君） 以上で、今臨時会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時29分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年7月20日

議 長 増 渕 慎 治 ⑩

臨 時 議 長 赤 城 正 徳 ⑩

署 名 議 員 保 坂 直 樹 ⑩

署 名 議 員 尾 木 恵 子 ⑩